

公開質問状
「食用油の原材料について」

質問① 1997年より遺伝子組み換え不分別原材料を使用していますか。

- 変更なし
 変更あり(年より)

質問② 貴社製品原材料の種類と原産国、遺伝子組み換えの分別状況についてお答えください。

商品名	原材料名	原産国	遺伝子組み換え
一番搾りキャノーラ油	なたね油	カナダ・豪州	分別・ 不分別
サラダ油	なたね油	カナダ・豪州	分別・ 不分別
	大豆油	アメリカ・ブラジル	分別・ 不分別
コーンサラダ油	とうもろこし	アメリカ	分別・ 不分別
大豆サラダ油	大豆油	アメリカ・ブラジル	分別・ 不分別
キャノーラバランスE	なたね油		分別・不分別
	ビタミンE		分別・不分別

※キャノーラバランスEは現在取扱いがございません

質問③ 産地農場から輸出港、輸入港、貴社製造工場までの原材料の管理・輸送方法についてお教え下さい。

ご回答: 生産者は集荷施設に持ち込み、貨車・はしけ・トラック等で港の積出施設へ運ばれ船船で輸送となります。

質問④ 遺伝子組み換え原材料を使用している製品に関して、今後遺伝子組み換えでないものに変更する予定はありますか。予定の有無とともに、その理由もお答えください。

ご回答: 変更する予定はございません。
原材料の安定調達、製品の安定供給の観点から、当該原材料を変更することは現実的に困難であると考えております。

質問⑤ 現在、食用油については遺伝子組み換えに関する表示義務はありません。今後、検出精度の向上によりDNAの検出が可能になった場合、商品本体に表示を行う予定はありますか。

ご回答: 関連法令に基づいて適正に対応させて頂きたいと考えております。

質問⑥ 消費者の中には、遺伝子組み換えでない原材料を求める声もあります。今後、遺伝子組み換えでない原材料の製品を供給するためには、どのような課題があるとお考えですか。

ご回答: 原材料の安定調達、製品の安定供給が困難だと考えております。

質問⑦ 不分別の原材料を輸入される場合、IPハンドリング(分別生産流通管理)を行われていますか。行われていない場合、例えば未承認の遺伝子組み換え作物が混入した等、製品に事故があった場合、どこでどのように混入したか、原因究明が必要と思いますが、どのような対策をとられていますか。

ご回答: 不分別の原材料は、IPハンドリングは行っておりません。
未承認の遺伝子組み換え作物の混入に対しては、関係省庁と連携し、その指示に従って対応したいと考えております。